

研究ノ一ト

## 明治初年行刑史料

——栃木県を中心として——

小野坂 弘

—

明治政府によって最初に制定された刑罰法規は、明治元年三月一四日、従来の「高札場」に、それ迄の諸高札を全て除去して提示した、「定三札・覚二札」<sup>(1)</sup>である。

その後、明治元年一〇月晦日の太政官布達で次の如く定めた。<sup>(2)</sup>

王政復古凡百之事追々御改正ニ相成り、就中刑法ハ兆民生死ノ所係、速ニ御釐正被為在処、春米兵馬倥傯國事多端末々釐正ニ暇アラス、之ニ依リ新律御布令迄ハ故幕府へ御委任ノ刑律ニ仍り、其中磔刑ハ君父ヲ弑スル大逆ニ限り、其他重罪及ヒ焚刑

ハ梟首ニ換ヘ、追放、所払ハ徒刑ニ換ヘ、流刑ハ蝦夷地ニ限り、且窃盜百兩以下罪不至死様御決定ニ相成候。尤死刑ハ勅裁ヲ經候條、府藩県共刑法官ヘ可伺出且総テ粗忽ノ刑罪有之間敷事。

一、流刑ハ蝦夷地ニ限り候得共彼地御制度相立候迄ハ先旧ニ仍リ取計置可申事

一、徒刑ハ土地ノ便宜ニヨリ各制ヲ可立事ニ付、府藩県共其見込ニ從ヒ当分取計置可申追而御布令可致為在事。

右之通被仰出候條御旨趣堅相守猶不決之廉有之候ハ刑法官ニ可伺出候事。

明治元年閏四月の政体書には、「太政官ノ権力ヲ分テ、立法・行政・司法ノ三権トス」として、執法・守律・監察・糾弾・捕亡・断獄の機関として、「刑法官」を置いたが、これは地方官からの擬律の質問をうけるものにならず、裁判権は各地方——明治四年の廢藩置県迄は旧藩主が知藩事——に属した。

徳川時代の刑罰觀は、今日からみると威嚇と無害化であったと思われるが、徳川時代後期には、戦国時代・徳川時代前期にくらべて「見懲主義」から「改悛奨励」への変化が明らかである。<sup>(3)</sup>

各藩にあつても宝曆五年(一七五五)より施行された熊本藩の刑法草書(参照、日本近世行刑史稿 上七六八―七七七頁)が有名である。

更に例を会津藩にとつて当時の刑罰の状況をみてみよう。延享元年(一七四四)二月晦日、公事奉行有賀孫太夫の建白書は次の如く言う。

刑法之儀ニ付孫太夫存寄申上候條々、

一 会津御刑法之儀兼て大凡承候次第ハ、土津様御代迄ハ未戦国之餘風有之、其上先封之代苛刻之刑法にて、手製釜煎等之殘忍成儀被行、尤列国其風に候処、御家御入封被成御仁政被為布、刑法之辛も十分御有ニ相成候得共只今に較候ては敵數方ニ可有之、近年ニ至江戸併列国共ニ古来よりハ御宥之方と相聞、徳翁様御代ニも御宥被仰出候得共、其儀大凡ニテ廉立候矩無之、後戻致候様ニ候、夫故穿鑿毎ニ役人之批判定規無之、重罪と不相見者ニも不屈至極と申文辭混と相見候、此段糺方明白成を第一に致候間、自然と嚴密ニ誤、批判も相成候所にて、上口(江)申上候儀ハ每物手際立派ニ相立候様罷成候、自然之勢如是可

有之儀ニ候、然処御当代ニ相成御代々之御仁政御受継々々甚御憐ニ候得ハ、猶以刑法御有容易ニ死刑不被仰付様ニ被成方も可有之哉、公儀ニおいても当公方様御治世以来、御刑法猶更御弛め被成死刑ハ至て少々之様ニ承候、畢竟御仁愛之思召ニ候故、明律等迄寛御吟味之上可成程ハ御有之様致風聞候、刑法被宥候は、下々弛ミ怠ニ可罷成と申筋も可有之哉、政事ハ本来刑罪を頼ミ致候儀も不存候、刑にて懲候物ニ候は、今之通年々犯科之者無之筈ニ候、何を致候ても乍愚心不背之者ハ見懲聞懲不致儀ニ候得ハ、教を以導民心を他自然と風俗改候様ニ御取扱被成候外無之旨。

二 会津にては死罪之屬火焔・磔・誅伐・打首之四ニ名目相立候、江戸之御仕置ハ火焔・磔・死刑之三等にて勿論死罪之内ニ引晒・獄門等之差別有之候得共、大目ハ三品ニ相立候儀と相聞候、左候得ハ会津ハ江戸より死刑之目一ツ多相見候、御先代一等御宥被成誅伐を打首被仰付候儀有之候得共、何れにも命を断候品ハ不遁候、依てハ重刑法之名目江減輕刑法之名目増候様ニ仰付候は、自然と刑之全体輕方ニ可相成候、磔之刑ハ大不忠・不孝其外惡逆無道之輩、其罪不得止者可被行由元禄四年被仰出候得共、其後も不絶磔之刑有之候、畢竟ハ前々申上候通り、役人共明白を本といし嚴密之法ニ過候儀ニ候旨。

三 元禄十三年自今以後輕所当迄一等ツ御宥可被成由被仰出候節、帳面批判之外ニ御宥之御仕置別紙ニ記差上候様被仰付候趣相見候、此御宥ハ當時被行候儀相見不申候、致如何中絶ニ候哉、昨今之私故相辨不申候、併比被仰付ハ至極之御仁政ニ候、何れにも比以後批判申上候節究て肩書相添候様被仰付度候、大立候御代々之御法被相改候ハ不輕儀ニ可有之候得共、当公方様御取行之形権現様以来御中興之御善政仁政共ニ相聞候間、如比之筋共ニ被準、御取用被成不苦筋ニ可有之候旨。

四 死刑者之儀御判断断下知相濟候後刑ニ被行候迄之間、三十日成共五十日成共日数を過行候可被仰付候、比段ハ誤て民命を断候儀ハ可有事ニ無之候得ハ、猶其上二五、三十日死命を延候とて助候儀可致出来ニも無之候得共、比通りニ被成置候は、加様迄ニ民之死を被成御痛、刑法を御慎被行候段自然と下へ響候は、民心改、御徳化服風俗之補ニ可罷成儀ニ候、但比儀差支之筋難斗候得共、御判断を以被仰付方可有之旨。

五 死刑ニ被行候者有之節ハ、何れ之何と申者如是之罪後ニ付如此被行候と申儀鑑板ニ記、大町札之辻、猪苗代・小荒井・小

田村之内、板下・高田・田嶋へ幾日成とも日限を定可被懸置哉、惣て刑に行候ハ其人を悪之候て之儀ニハ無之、元来不教之民にて何之辨も無之者を落穴へ入候も同様不便成儀ニ候得共、於御政事實罰不得止被仰付候儀、左候上ハ如此之罪後ハ加様ニ被仰候と申儀普く御領中へ令知候儀下を御惠被成候御仁心之広く相違候事にて民心も可改哉之旨。

六 善行者御褒美之儀ハ猶以前條之場所々々へ書頭可被相懸哉、御家にて孝子・貞婦・節僕等を被賞候儀天下ニ比類無之御善政ニ候処、猶又如是札ニ懸頭目立候様被仰付候は、一統御尊処ニ感服いたし、御領内美風致興起隣國天下ニ達、御上代之御名譽相顯御孝行之一大挙ニ可相成候、於江戸、当公方様御治世之後折々善行之者御稱美相聞、此段御免と相見、拾林家文章ニ頭板ニいたし、天下へ広致候儀も相聞候旨書上候ニ付、奥番原源八御取次にて御家老ともへ其可否被御尋候間、奉行共へ相渡一同吟味之上、刑法御宥之儀御先代ニ一等被成御宥候上ハ此餘ニ一等被成御宥候儀は有間敷候、併御先代被成御宥候趣猶致了簡御仕置之不昇様ニ可致由三役所へ申付候様、奉行共へ被仰出候にも可有之哉、死刑之名目共ニ御当代ニ至一品被成御止候儀如何ニ候。併磔之儀ハ至て重刑法ニ候間悉く遂吟味申談可達御聽候、元禄十三年被仰出候御宥書相添儀中絶ニ候間、此段以前之通差出候様可申付哉、其旨奉行共先達相伺候儀ニ候、凡て死刑之儀其段幾重にも最初ニ遂吟味申談候上伺候儀ニ候得共、猶了簡之内暫御下知被相迫候儀ハ格別、御下知相濟候処、日數被相延候ハ如何ニ候、死刑ニ被行候者其罪役ニ隨御仕置、或ハ市中ニ晒候儀ニ候処、其每度場所々々へ鑑札ニ記懸候儀、只今迄無之儀ニ候間尤如何成事ニ候、御代之善行者ニ御褒美被下候儀四民一等不相辨儀も有間敷、御褒美を得候次第書頭被相懸候事只今無之儀ニ候條、其儀ニ及間敷由御家老共御受申上候(「若松市松市夜所、昭和16年、上七二一―四頁」)。

又寛延元年(一七四七)三月に白木古計の建白書は言う。

御仕置之道上より教を不施候て人を罪候へ、上之怠り不仁之至ニ候、教を受けて怠り背候は下之罪にて候故ニ、善を勧惡を懲し法令を為尋候ハ人君之權威にて候、其權威無之時ハ上を輕し法令を乱下尅上ニ成国家不治、平生温和慈愛にて衆を懷服候ハ仁德にて、善惡邪正之差別有之ハ智德善を賞し惡罪ヲ類決断の勇德に候、此三德を以權威を行時ハ士民服し国家安泰ニ候、

然るに萬事を欺怠罪を蔽隠し、何事無之を平安と申候へ婦人女子の取計にて誠之仁政ニ無之、善を華惡を退賞を厚し罰を輕致候へ良將之道ニ候故に、人君之權威ハ国家の大經にて君子の一心に候得へ、如鉄石不動を肝要と申候、若動候時へ佞奸邪曲其透間をねらひ、種々弁舌を以惡に引入、引倒し候條御心柱を丈夫に御立被成候事肝要ニ候旨、被仰出書之草案(若松市史、前掲、上七七六―七七頁)。以上述べられてゐる様に、寛保律はかなり弛められたとはいへ、まだ〳〵死刑が中心的な刑罰であつた。

たといは彦根藩の佐野郡治所（現栃木県佐野市）の「刑法窺留」から一例を挙げよう。

越後国魚沼郡地手村生〇〇〇御仕置伺書  
彦根藩

盜之惡事吟味仕候処左之通り

一當己五月廿九日入牢

元桑名預り所

越後国魚沼郡地手村

百姓〇〇〇〇倅

〇〇〇

己三十一才

右之者當支配所野州安蘇郡小屋町中屋彦七方江去辰年六月廿日奉公致し當五月中迄ニ連々金錢品物脇差等盜出し候上傍輩て川ト奸通致し居常人申合主家出奔世帯ヲ持結契約候処て川變心何レニ於遂去候ニ付所々探搜候中路金ニ差支同所八木宿山中屋安之輔并小中村弥三郎方江罷越金子品物等欺取候段及白状重々不届至極ニ付勿首可申付哉

但辰九月八日后之罪科ニ御座候

一〇〇〇盜金錢衣類其外直縱積リ

メ金貳百拾八兩三分三朱ト

錢貳百八文 但金壹兩ニ付拾貫文

右之通り御座候間御仕置之條別紙口書亨壹冊相添此段御窺申候以上

明治二己年九月

彦根藩

これに対して刑部省(刑法官の後身)は「三等流」を指示している。この指示では新律に依りとあるから、明治元年に「刑法官」が制定した「仮刑律」によったものである。明治二年一二月の盤城国・岩代国に対する按察府達「諸争論藩県ニ於テ処置難相成事件或ハ凶荒困迫等非常ノ願伺届都テ府ノ検査ヲ受ケ官省へ可申出事」に見るごとく、各地方行政庁が各々裁判権を行ったけれども、中央の主管庁への伺<sub>レ</sub>決裁により、かなりのコントロールを中央がなしたものと思われる。特に死刑についてはその様である。明治三年の太政官達(白河県に対する)には「死流ニ刑是迄刑部省江伺出候処自今死罪ノミお伺流以下ハ各庁ニテ専断可致候事」とある。とにかくこの頃はまだまだ死刑時代であったと思われ、従って自由刑の適用は少なく、行刑施設の必要もあまり感じなかったと思われる。「栃木県史附録(宇都宮 旧藩県)材料」(栃木県立図書館蔵)によると旧宇都宮藩県では刑法は「旧幕府寛保律ニ抛ル新律御頒布ヨリ新律ニ抛ル聴断獄囚獄処分書類ハ旧藩知事ノ手元ニアリ明治九年中焼失不詳」とあるが、次いで刑罪表をのせている。この刑罪表は重大犯罪に限られているためか、死刑以外の刑罰は記載されていない<sup>(5)(6)(7)</sup>。又犯情についても殆んど記載されていないが、一応の目安にはなろう。

刑 罪 表

同	同	同	同	同	同	同	同	斬	梟首	斬	罪名
同	二月マテ	同	午正月	同	同	同	同	同	同	已七月	犯罪年月
同	午正月ヨリ	同	同	同	同	同	同	持兇器強盜	追持兇器強盜	公竊放火盜	事由
同	同	同	同	同	同	同	同	持兇器強盜	持兇器強盜	持兇器強盜	事由
同	二	同	一	四	五	四	八	九一	一一	二	度数
同	七十五兩一分二	同	四十六兩	百二十九兩一分	百二十九兩一分	百二十九兩一分	一朱二兩二分	二朱八兩一分	一朱八兩一分	三兩二朱	金高
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	国
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	郡
竹林	今泉	同	西新里	同	同	同	同	同	同	同	村
同	農	同	農	同	商	卒	無宿	元山ノ辺主水正	卒	農	族
〇〇〇	〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	家来無宿	〇〇	〇〇〇	雇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	年令
二十三	二十八	二十八	二十	十八	二十	二十三	二十三	十九	二十四	三十	年令
〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇	姓名

同	斬	同	絞	斬	絞	同	同	同	同	斬	梟首
未 五月	未 九月	未 六月	午十一月 未六月マテ ヨリ	巳九月マテ 未七月マテ ヨリ	巳六月マテ 未五月マテ ヨリ	未 三月	同	午 七月	同	午 正月	巳六月マテ 十月マテ ヨリ
強 殺	脱 持兇器強盜 檻	持兇器強盜	持兇器強盜 盜	持兇器強盜 盜	持兇器強盜 盜	同	同	同	同	持兇器強盜	同 盜
一一	一一	一	二	一	三	一	同	二	二	六	十四
不 詳	三十四兩三朱三百 三十六文	九兩三朱五百六 文	十一兩三分一朱 五百三十六文	十七兩三分三朱 六十文		六十八兩一分三 朱七百十二文	同	不詳	五十八兩二分一朱 五百文	二十四兩三分三 朱四百文	百六十五兩二分 一朱四百文
同	同	同	同	同	同	同	下野塩谷	岩代浅香山	同	同	同
同	同	同	同	同	河内宇都宮	都賀平田	滝	香郡山	河内今泉	芳賀長嶋	同
西川田	下桑島	同	同	西新里	宇都宮	田	滝	山	泉	嶋	宇都宮
同 三男	農	同 弟	農	農 伴	平民	同 厄介	同 無宿	同 伴	同	農 無宿	同 伴
同 二十三	同 六十六	同 二十三	同 二十八	同 二十三	同 三十三	同 三十六	同 二十二	同 二十八	同 三十八	同 三十八	同 二十三
〇〇〇〇	〇〇〇〇	同〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
午九月ヨリ 十一月マテ	強 持 盗	五 一	四 十 一 兩 二 朱 二	同	那 須 鍋 掛	同 〇〇 件	同	二 十 六	〇 〇 〇 〇
午十月ヨリ 閏十月マテ	同	二 一	二 十 九 兩 一 朱 一	同	河 内 台 新 田	農	同	六 十	〇 〇 〇 〇

「栃木県史附録(宇都宮県)材料、六」所収の資料により明治五年当時の処罰状態をみよう(新律綱領時)。

壬申年中行刑表差出

壬申正月ヨリ同八月裁判所被置候節迄行刑表取調別紙一葉進達仕候也

明治六年四月廿日

- 宇都宮県七等出仕 柳川安尚
- 宇都宮県 参事 藤川為親
- 宇都宮県令 鍋島 幹

司法卿 江藤 新平殿

明治五年 正月 起  
八月 止

行 刑 表

宇 都 宮 県

答	処刑ノ區別	的決セシ人数	贖罪収贖セシ人数	陸刑ニ処セシ人数	官等ヲ降セシ人数	免職セシ人数	庶人ニ降セシ人数	総計
一十	男 一人			男 二人				男 三人
二十	男 一人			男 二人				男 十三人
三十	男 廿四人			男 八人				男 四十五人
	女 一人			女 十三人				女 十三人
	男 一人			男 二人				男 三人
	女 一人			女 二人				女 十三人
	男 十三人			男 八人				男 四十五人
	女 十三人			女 二人				女 十三人



刑罰に正刑・閏刑の区別がある様に手続面でも身分による区別があつた。佐藤精明編「中村藩制録(一)」(福島県立図書館蔵)に次の記録がある。

総計	死		
	梟	斬	絞
二百六十一人		十一人	一人
六人			
八十四人 <sup>(一)</sup>			
十八人			
二十二人			
三人			
二人			
三百六十八人		十一人	一人
二十八人			

全数 三百九拾六人 牢死 五人 男 五人 女 〇

諸支配持之名目被相廢、一躰ニ藩廳支配ニ相成候就テハ諸支配帳辦事廉ニテ取都置可申事、但シ如本文支配ナント雖モ假令民政會計刑法等分課之長官ハ属官ヲ指揮可致候事

- 一、罪科ハ都而刑法方ニテ取扱申渡ハ六等官以上正權大参事ニテ取扱六等官以下士族ハ弁事ニテ取扱可申事
- 一、卒以下ハ都而刑法方ニテ取扱候事、但シ何レモ糺明ハ其伺長官ニテ相加可申取扱モ同断品ニ寄り監察立合可有之事
- 一、罪科取扱ハ刑法局御出来中之廉ハ都而是迄ノ会所御用之事、但シ詮議申渡等同断
- 一、罪科ニ付是迄三廉相談之儀ハ被相廢刑法方ニテ取調可申、夫共難決品ハ大属以上加リ其餘之大事ハ役々評定被相掛候事
- 一、百姓小事ハ郡掌ニテ取扱大事ハ其向ヘ申出可得評議候事
- 一、町人ハ市政廉ニテ取扱右同様之事

右二ヶ条罪科取扱モ同断

右之通り一定規則相立以上ハ官員士族及輕卒ニ至迄屹度相心得可申其餘迄モ臨時適宜之方法御取扱ノ事モ有之候得共通例之事

務是迄ノ通り相心得可申モノ也

明治三年庚午閏十月

藩廳

死刑数は数の上では中央のコントロールの下に減少しているが、依然——特に観念の上では——重要なものであった。<sup>(5)</sup> しかも各地方で独自に執行されたのである。「栃木県史料、廿」及び「廿五」に次の記録がある。

絞罪器械製造之儀ニ付相伺候書付

絞罪器械御改正相成候ニ付図式ニ照準シ別紙仕様書之通製造仕候而可然哉右差掛候儀ニ付至急御指揮被下度此段相伺申候以上

明治六年四月

栃木県七等出仕 柳川 安尚

栃木県参事 藤川 為親

栃木県令 鍋島 幹

江藤 司法卿殿

伺之趣別紙仕様書之通ニ不苦候事

明治六年四月廿三日

絞罪器械御改正ニ付新造之儀相伺候書付

絞罪器械御改正被仰出兼テ御下ケ相成候絵図面エ照準シ仕様目論見當四月中司法省江相伺候処右仕様之通新造不苦旨御指揮有之就テハ差掛候儀ニ付速取補理申度依テ則別冊仕様凡御入用積内訳帳並御下ケ相成候絵図面之写共相添此段相伺申候以上

明治六年六月十二日

栃木県七等出仕 柳川 安尚

栃木県参事 藤川 為親

栃木県令 鍋島 幹

大蔵省事務總裁

参議 大隈重信 殿

七月一日到達

書面之趣聞届候條経費等之儀者追テ明細書相添受取方向出可申事

大蔵省事務總裁

参議 大隈重信 閣

明治六年六月廿七日

註(1) 「定札」は不易の大法、「寛札」はその時々之の必要に依りて発する布令を記載する。「定三札・寛二札」の内容について

は、平野義太郎「明治刑法発達史」(「明治権力の法的構造」(明)。  
〔論史研究叢書7〕所収)。

(2) 慶應三年(一八六七)の大政奉還後まもなく、徳川慶喜から一〇月一五日付で「刑法之儀ハ召之諸侯上京之上御取極メ相成候得共夫迄之処ハ仕来通ニシテ宜候哉」と伺ったのに対して、「召之諸侯上京之上規則被相立候得共夫迄之処ハ是迄之通り可心得候事」と新政府が一〇月二日付で回答するといった経過の後に出了された。

(3) 石井良助教授はこの点を証明するものとして、積極的には(i)旧悪免除規定の創設(ii)一五才未満の幼年者に刑罰を科している事(iii)赦の制度の一般化(iv)寛政二年(一七九〇)の人足寄場創設を、消極的には(i)刑法典Ⅱ御定書が公布されなかつた事(ii)縁坐制の制限を挙げられる(石井良助「江戸の刑罰」(中)。  
〔公新書〕二二一―二七頁)。

(4) 次の彦根郡治所の資料を参照のこと。

罪文軽重書式

重々不届至極 梟 示

自今右之通治定之事

辛未四月廿日

不 束	不 埒	不 届	不 屈至極
謹 慎	閉 門	杖 罪	禁 錮
徒 罪	流 罪	絞 罪	斬 罪

(5) なお、「栃木県史附録(福林藩縣)」材料、下ニ所収の次の資料参照。

刑法旧幕府寛保律ニ抛ルカ又ハ藩ニ於テ別ニ法律アリ之ヲ施行シ及ビ聴訟断獄囚獄処分等ノ類

一 明治元戊辰年十一月太政官御布告ニ抛リ新律御布令マテ故幕府へ御委任ノ律ニ抛リ断刑ハ庚午十二月以来新律綱領ニ抛テ断刑ス

一 聴訟ハ民事掛小参事大小属処分ス

一 断獄囚獄刑法掛小参事大小属処分ス

刑罰叛逆ヲ企テ或ハ君父ヲ殺シ及ヒ持兇器強盜等ノ大罪ヲ犯シ磔梟絞斬ニ処セラル者ノ事由并其郷貫姓名年令ヲ詳記スルノ類

(6) 死刑執行については届が出された。

斬罪取行候御届

元福井県小遣

○○○○○

右之者儀兼テ所刑御差図之通本月二十七日申付取行申候此段御届申上候也

壬申二月

宇都宮県権参事 岩村高俊  
宇都宮県参事 小幡高政

司法省御中

なお、「栃木県史附録(宇都宮縣)」材料、二「所取の次の資料参照。

一、米老石八斗

旧宇都宮県元卒

○○○○○母

○ ○

壬申五十四才

同人妹

○ ○

壬申二十一才

同人妹

○ ○

壬申十八才

同人妹

〇 〇

壬申 十五才

右明治三年(年)四月廿九日〇〇〇〇〇〇 儀不屈至極之儀有之斬罪申付候処跡家内難決之趣ニ付救助扶持差遣置候事

但當時当県士族若松幹藏厄介相成居候事

(7) 栃木病院が設置され次の如き資料がある〔「栃木縣史料」一〇、十一、十二による〕。

割部学追々進歩仕候ニ就テハ実地研究仕度奉存候間向後ハ絞罪斬罪者且在獄中病死者情実御妨ケ無之分ハ其時々病院江御渡方被成下候様御詮議可被成下候此段兼テ奉願上候以上

酉ノ五月七日

松岡 勇 記

学務掛御中

死罪人解剖ノ儀ニ付司法省へ左ノ通御伺相成度此段相伺候也

死罪人解剖ノ儀ニ付伺

今般当県下下野国都賀郡栃木病院ヨリ人身解剖ノ儀願出候ニ付而ハ実物研究為致度候間斬絞及牢死人ノ内無籍ニテ遺体ヲ不申請候者勿論其他一切故障等無之分ハ其時々裁判所江掛合ノ上同病院江下渡候條御差問ノ筋モ無之候ハム至急何分ノ御下知相成候様仕度此段相伺候以上

明治六年七月十日

栃木県七等出仕 柳川 安 尚

栃木県参事 藤川為親  
 栃木県令 鍋島 幹

福岡司法大輔殿

右処刑済遺体於該省関係無之旨ニテ十二月下ケ戻相成候事

同年十二月五日の再伺に對し「二月一二日東京支庁に對して「是ハ県ノ見込ニ付最初共相下ケ可申旨ニテ同省飯田少録ヨリ相下ケ候間……」とある。そこで次の伺となる。

死罪人解剖ノ儀ニ付東京出庁ヨリ別紙ノ下ケ札ノ通申越候就テハ県庁ノ処分ニテ不苦様推按仕候得共是迄類例モ無之儀ニ付為念文部省へ左ノ通御伺相成度此段相伺候也

死罪人解剖ノ儀ニ付相伺候書付

先般当県下第一大区一小区都賀郡栃木病院ヨリ人身解剖ノ儀再應願出候ニ付実物研究為致度候間斬絞及牢死人ノ内無籍ニテ遺体ヲ不申請者ハ勿論其他障碍ノ筋無之分ハ其時々栃木裁判所へ掛合濟ノ上同病院ニ下ケ渡段司法省へ相伺候処同省ニ於テ所分遺骸取計方關係不致趣ニ有之就テハ於御省御差支ノ筋モ無之候ハ至急何分ノ御指令相成候様仕度依之此段相伺申候以上

明治六年十二月廿三日

栃木県令 鍋島 幹

文部少輔 田中不二磨殿

伺之通

但解剖ノ員數刑屍病屍ヲ區別シ毎年一月中可届出事

明治七年四月七日印

去明治六年五月中栃木病院ヨリ人身解剖ノ儀ニ付死罪人并罪囚ノ内病死人等御下ケ渡相成度旨別紙ノ通願出候ニ付其節文部省へ御伺相成候処別紙ノ通御指令相濟候ニ付病院江御付紙案左ニ相伺候也

明治七年四月十四日

御付紙案

書面ノ趣聞届候事

但シ解剖場ノ儀ハ設立見込書ヲ以テ猶可伺出事

今般解剖実地研究御許可相成候上者別紙絵図面ノ通設立仕度右場所ノ儀ハ市民ニテハ腐敗ノ害モ有之候ニ付斬罪場所柵内之近傍別ニ柵ヲ以テ區別シ別ニ東方社森ノ方江門戸ヲ相設建築仕候テハ如何有之哉此段奉伺候何卒御評決被成下御指令相成候様仕度此段奉願上候也

明治七年四月十七日

栃木県令 鍋島 幹殿

栃木病院長 松岡 勇記

昨日御下知相成候解剖所新築ノ儀裁判所へ御報知相済候ニ付病院エ左ノ通御指令相成度此段相伺候也

明治七年四月二十日

御指令 按

書面ノ趣聞届候條積書ヲ以テ猶可伺出事

なお、次の資料参照。

刑餘之死骸ヲ以医学修行之為解剖仕候儀他藩同済之趣御座候間於当藩支配所死刑之者有之候砌医学修行之者解剖試験仕度旨願出候者ニ差免可申奉存此段御聞置下度候以上

辛未正月晦日

## 辨官御中

御附札

臬示已上之者引渡之儀不苦斬罪以下之者ハ不相成候事

## 一一

明治時代初頭においては前述の如く、死刑制度がまだかなりの適用を見ていたのであるが、しかし、自由刑制度も決して考慮されなかつたわけではない。

明治元年十月晦日の前掲太政官布達で「追放」「所払」を「徒刑」に換え、各地の便宜により制をたてるべきであるとした(なお、刑法官の職務の準則として定められた仮。明治三年一二月の新律綱領は正刑として、笞、杖、徒、流、死を定め、徒刑は各地方の徒刑場に入れ、流刑は北海道流所に送るものとされていた。新律綱領に先立って明治三年一月一八日、「準流法」が各府藩県に布告され、北海道流所規則制定迄流刑に準じた重い徒刑をもつて流刑に代えた。次いで明治五年四月七日、太政官布告第百一三号により「懲役法」を定めた。

今般懲役法被相設候條今後笞杖罪ヲ犯ス者ハ別紙懲役図ノ如ク笞杖ノ刑各ニ照シ之ヲ日數ニ打算シ懲役可致候最懲役方法巨細ノ儀ハ追テ御達可相成ニ付夫迄ノ処地方ノ便宜ニ從ヒ役使可致候事

但即今便宜ノ懲役難取計府県ハ当分ノ内從來ノ笞杖実決不苦候事

## 懲役図

答一十	懲役	十日
答二十	懲役	二十日
答三十	懲役	三十日
答四十	懲役	四十日
答五十	懲役	五十日

(以下略)

明治六年五月に改定律例を制定公布したが、笞、杖、徒、流の四刑を懲役刑に換えた。刑事施設の整備についてみると次の点が指摘しえよう。

明治初年、獄務も之を地方庁にゆだね、明治四年二月刑部省は徒場規則を定めた。四年七月刑部省彈正台を廃し司法省を置き、囚獄の事務を掌握させ、未決拘禁所として監倉を設け、検事がこれを管理した。まもなくこれを廃して捕亡囚獄の事務は又地方庁に属せしめた。

政府は小原重哉をして、香港のイギリス領監獄、シンガポールの監獄等を視察せしめ、その復命書に基いて明治五年十二月監獄則及び図式を頒布した。<sup>(1)</sup>これはその内容において画期的なものであったが、財政上の理由をたてて反対する大蔵省の意見に押されて、六年四月「詮議の次第これ有に付当分総て従前の通り取計ふべし」との太政官指令が発せられた。<sup>(2)</sup>しかし当時の司法卿大木喬任は、同年同月「先に当分総て従前の通り可取計旨御布告相成候処其地方に依り禁囚処遇及懲役法のみ施行便利の地に於ては監獄則に依り施行可然事」と通達している。

以上の様な中央の態度に対して地方ではどの様に対処しているか。

明治三年の「法制悉記」(佐野の彦根藩出庁のものと思われる)の次の資料をみてみよう。

流刑是迄相伺候処以来伺ニ不及取計可申尤應接掛江御達有之ニ付同所江申談取計候程彦根表より申越候ニ付取計振同所江及

問合置候段左之通

管内ニより罪状有之流刑相当之者ハ官廳ニより專斷仕準流法ヲ以て徒場江差遣シ嚴重驅役仕候儀ト心得宜御座候哉至急御差図可取来下候此段奉伺候以上

庚午十二月十七日

彦根藩

「栃木県史附録(足利藩)材料、全」所収の裁判例。

一 明治三庚午年十二月二十四日左ノ裁許ヲ申渡ス

足利新田町

百姓 ○ ○ ○ ○ 店

○ ○ ○ ○

右之者贖金札取扱候段不埒至極ニ付準流法五年之徒役申付ル

十二月廿四日

足利藩

同四辛未年十二月二日

足利新田町

百姓 ○ ○ ○ 借家

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

足利五ヶ村字寺家

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

右之者共儀当藩錢切手贖造相企候如未不埒至極ニ付三年之徒罪申付ル

十二月二日

足利藩

窃盗	掏摸物品	捕丁故令通罪人質受財	開帳賭房貸与母錢	開帳賭房	賭金貨為博戲	逃亡本籍	夜無故入他家	不知買盜品	不知賣買盜藏	親屬為容隱	主守不覺失囚	失火延燒	罪名		刑名
													男	女	
										二			男	自首	
								十一	六	二			男	呵責	
								三	三				女	贖罪	
								一			一	一	男	收贖	
				一	三								女	謹慎	
													男	脱衣鉢	
													女	禁錮	
一													男	除族	
							一						女	管刑	
													男	杖刑	三四
													女	徒刑	二
													男	流刑	二
													女	小計	三十七
													男		二
													女		二
															一
															二
															一
															三十七
															三

い。  
 明治四年の館林藩県の処刑状態(「栃木県史館林藩」  
 史料、全二所収)は、前述の如く重罪は別に表を作った為か、死刑が含まれていな

犯罪未決牢死	小計	盜為瞭望	畏懼隨行強	和姦	媒合姦通	殺姦夫不於其場	持兇器強盜	逃走徒役場	越訴	誣告	詐稱官吏取財物	詐欺取材	私科斂官金	因公事徵収金貨	槍奪道路金貨
九人	二二二 二九九 六五												二		
	三 十														
	一														
	一 四 三			一					一			一			
	四				一	一									
	百 十九											一	十七	一	
	五	一	一							一					
	六														二
	四 十八 二	一	一	一	一	一	二	二	一	一	一	一	十九	一	二

この表に見られる通り、明治四年当時ではまだ、く笞刑・杖刑といった身体刑が優勢である。右の表をみた限りでは、徒刑・流刑は重い刑罰という観念があった様に思われる。それはともかく、徒刑場は各地に設けられたので

ある。<sup>(3)</sup>

牢屋・獄舎の新築・改築は極めて肝要な事とされている。しかし、この牢屋・獄舎は江戸時代的な感覚で考えられていたから、既決囚収容施設、即ち刑務所ではなく、未決囚及び死刑・笞刑・杖刑の判決を受けたものを判決執行迄拘禁して置く所、即ち拘置所であった。明治一〇年頃迄は——各県により、最終的に現在の府県に固まる時期は変動する——藩県が改廃・総合をくり返すのであるが、その度毎に移転・新築・増築・修繕をくり返す。この様な事ができたという事は、牢屋・獄舎がかなり簡単な構造であった事を推察せしめる。<sup>(4)</sup>

牢屋敷引其外之儀ニ付伺書

覚

字稻荷林

本免

当県支配所野州都賀郡

一 上畑高巻右八斗四升五合九勺

石橋宿内

此反別式反八畝拾巻ト九厘七毛

石橋陣屋牢屋敷並

此永三百四拾七文六ト

道敷潰地高引内引可相立分

但反永百弍拾弍文弍ト

右敷地江掛候作徳永年之

一 永尙貫七百四拾七文六ト

御物成之内ヲ以可相渡分

右者当県出張野州石橋陣屋附牢屋敷之儀甚手狭ニ而入牢人共少シク高声ニテ相嘶候儀困外江相洩レ自然締方不宜候間敷地取広  
 困内江取締之モノ住居取建詰切取締為致候ニ付村往采附替牢屋敷共潰地之分取調候処書面之通御座候尤普請方見合之儀去巳年

中御達有之候得共下野国ハ至テ人氣惡敷無頼之惡徒多ク民害ヲ仕成候儀時々有之候ニ付自分入牢多人數ニ相成牢屋之儀モ建増不致候半而ハ不相叶其上前願之通何分取締方ニ抱リ捨置候而ハ却テ御政体ニ關係イタシ候様相心得不得止儀ニテ依而ハ古潰地ハ去巳年ヨリ高内引ニ相立御取箇帳江組入差出候様可仕且又潰地江相掛リ候作徳永ハ其年々石橋宿御物成永之内ヲ以相渡御勘定拂ニ相立候様仕度奉存候依之鹿絵図並作徳永其外取調帳相添此段相伺候也

午三月

日光 廳

大藏省 御中

東京控へ下ケ札

本文敷地御買上之儀岡本少祐ヨリ談有之候旨御申趣ニ候得共持主共歎願之次第モ有之御用地御買上ケ難取計事情モ有之候ニ付其段同人江御申立相成度且石橋出帳所取建伺濟下書ハ御地ニ有之候得共本紙可差遺旨御申越之処右ハ当方取調候処見当不申定而石橋表ニ可有之候間同所江申遺直ニ御地江差立候筈ニ付左様御承知可被成候

午三月

日光御役所

東京伝達所

御附札

書面伺之通取計尤牢屋取広ケ其外御入用之儀ハ巨細取調可申立事〔「栃木県史附録日光」  
「縣史料」一」にによる。〕

獄舎引立直之儀ニ付申上候書付

今般栃木県被置候ニ付右宮繕伺之儀ハ此程伺書ニ申上候通序並官員住居共差向寺院或ハ町村明キ家等借受囚人之儀者纔ニ仮獄舎相補理一時用便仕候処其後右旧県ヨリ囚人トモ追々引送相成然ル処右囚人之儀ハ素ヨリ尋常之家屋ニ差置候儀難相成去迎輕便而已相計リ自然御失体相成候テハ深ク恐入候次第幸ヒ旧日光県元出序都賀郡石橋宿有之候獄舎并賄所周圍共堅固ニ出来居殊

ニ最寄ニテ運送方至極便宜敷御座候間差向当栃木表ニ引立相用且又追々処刑之者モ有之候ニ付刑場周圍并絞罪場共出来申候兼テ伺濟之上取計可申処前件之通其状実片時茂猶豫仕兼候場合故御入用仕上之儀者出来之上絵図面仕様相添委細申上候間別段之御詮議ヲ以御聞置有之候様仕度依之此段申上候以上

壬申三月十二日

栃木 県

大蔵省御中

書面栃木県獄舎転移之儀ハ仕様絵図面入費取調更ニ可伺出事

壬申三月十三日

大蔵大輔 井上 馨印

日光表ヨリ獄舎引建直之儀ニ付伺書

当県獄舎之儀兼而申上候通旧日光県元出張所野州都賀郡石橋宿ニ有之候獄舎引立直シ一時用便仕居則御下知之通り当時絵図面入費取調之処囚人共旧県々ヨリ引送相成入牢ノ者日毎ニ相増前書老棟ニ而者当節牢内昼夜立切居立雖之余隙モ無之随テ病人等モ出来実以見ルニ忍ヒ兼候次第ニ御座候也而幸ヒ旧日光県ニテ相用候日光表獄舎式棟並養生所見張所共堅固ニ出来居纔四ヶ年以前之造営故別段朽腐ノ場所モ相見不申尤新規造営ト御入用凡積計算仕候処重々運送而已故格別御入用相減殊ニ差向便宜ニモ御座候間右四棟引建修繕仕度右御聞届相成候上ハ新規造営ニモ無之候間運送并ニ皆出来迄之処広ク入札申付金高絵図面仕様等ヲ以猶相伺候様可仕依之此段奉伺候以上

壬申三月廿四日

栃木 県 印

大蔵省御中

書面旧日光獄舎其外四棟引建直シ之儀伺之通心得落札直段内訳ヲ以取絵図面添更ニ可申立候事

壬申四月三日

大藏大輔 井上 馨印

県庁官舎倉庫等官營ニ關係致候家作之儀ニ付御届

今壬申四月中御達有之候県庁官舎倉庫牢檻其他社寺工作場等官營ニ関スル家作絵図并創立之年月地名坪数共可差出旨御達之処  
 当県之儀兼テ伺相済居候通当時県庁新築之場合随而官舎倉庫牢檻トモ追々建營之儀悉皆相伺候積リ其他社寺工作場等官營ニ関  
 係致候処無座依之此段御届申上候以上

壬申九月

栃木県権参事 井上 如水

栃木県参事 藤川 為親

栃木県令 鍋島 幹

大藏大輔 井上 馨殿

獄舎引建直シ之儀ニ付申上候書付

当県獄舎之儀ハ去壬申年三月十二日同廿四日申上候通返牢至テ狭少管内各廃県ヨリ引送之囚人共多輩ニテ入置場無之候テハ寸  
 時モ不相成速ニ返牢増建可致管之処入費モ相高御不益而已非ス至急間ニ合兼候ニ付厚ク焦慮仕旧日光県ヨリ引継相成候石橋宿  
 並日光表ニ造立有之候右牢引建直シ之儀広ク入札觸達候得共一切望之者無之依之運送其他職々へ御入用積為致精々引ケ方申付  
 無抛場所柄非常之扱ヲ以テ附属之刑場懲役場共建營取掛中次第ニ入牢之者相増就中旧宇都宮県合併以後捕縛之者共既ニ二百人  
 余ニ及ビ候節モ有之何分難捨置追々取建仕候勿論古牢引建直シ之事故旧日光県ニテ伺済之上建築獄舎之内周囲入口門見張番所

賄所ニ至迄夫々坪數減少候ニ付古形之儀相用申候將又牢獄之儀者譬仮物ト雖モ尋常之建家ニテハ難相用仍テ古牢聊足木本造致シ職々吟味減シ等申付候目論見帳ヲ以テ可伺出之処無其儀不都合之段御沙汰ニ付乍延引目論見高大凡金千六百九拾三円四拾老錢五厘一坪当積書絵図面添更ニ相伺候間格別之以御詮議此度限り御聞届被下度御許可相成候ハ、出来形清算帳猶進達可仕候此段申上候以上

明治七年五月十五日

栃木県令鍋島幹代理

栃木県参事 藤川為親

内務卿大久保利通殿代理

内務大丞 林友幸殿

書面獄舎其外引建直シ之儀ニ付再應申立之趣特別之訳ヲ以テ此際限り可聞届條早々精算帳差出可申事

明治七年六月十八日

内務卿 大久保利通(以上「栃木縣史料」一、五、六による)

明治五年の懲役法前後から制度的にもかなりの前進が見られる。壬申四月一三日制定の「流徒刑人并懲役人賄法及規則」を次に示す。<sup>5)</sup>

流徒刑人并懲役人賄法及規則

第一 一条

一流徒罪人驅役之儀ハ場所等外受持之ケ所ニテ見廻リ勞役苦使取斗候事

但強弱見計働方可申付勿論掛官員職史生不時点檢可致事

## 第二 条

一 流徒人共世話致候者ハ同役ノ中ヨリ剛状廉直ノ者ヲ撰ミ世話方ト唱ヘ十人ニ付一人宛申付実効相立候者ハ手当差遣候事  
但手当一ヶ月ニ付金九錢宛月末ニ給与スヘシ

## 第三 条

一 働方申付候節ハ朝第六時徒場ヨリ出シ夕第四時帰場セシムル事

## 第四 条

一 徒場中都テ働キ賃錢ニヨリ五等ニ分チ各其等級賃員ノ十分一ヲ給ス内半高ハ其日々当人ノ相渡シ半高ハ預リ置赦免ノ節相渡ス

但取計振ハ表ニ照シ可申事

## 第五 条

一 徒場中徹夜点燈シ宿直之外時々見廻リ取締可致事

## 第六 条

一 流徒人ハ都テ四季共白地エ流徒ノ文字ヲ表シタル羽織ヲ着用セシメ且布子单物季候ニ應シ仕着セ相渡候事  
但仕着セ衣類何レモ筒袖ノ事

## 第七 条

一 月々十二度入浴セシメ且賄方朝ハ汁夕醬油羹ヲ給ス重病ノ者ハ粥焚立相渡候事  
但取扱入用ノ儀表ニ照シ可取計事

## 第八 条

一 親戚ヨリ面会ノ儀歎願申出不得止情表明白ニ候ヘハ掛リ願生エ申出等外ノ者立会面会可為致文信ノ儀モ其筋ヘ歎願申出候ヘ

ハ其節々參事典事一覽檢印濟ノ上掛リ國史生立合徒人エ披見為致尚返書一覽ノ上其筋々へ指出候事

## 第九條

一 親戚知音ノ者ヨリ品物差送度旨願出候節ハ消化易キ廉価ノ品ハ掛リエ申出第八條面會願ノ如クシ当人ノエ相渡候事

## 第十條

## 提示條目

- 一 一流徒刑中勞役ハ則先非ヲ悔悟シ惡ヲ改メ善ニ就カシムルノ朝旨ニ付御趣意嚴重相守リ戲歌淫話等ハ勿論飲酒圍碁諸勝負事等嚴禁ノ事
- 一 指揮号令違背ノ事
- 一 徒党ヲ企ル事
- 一 盜ノ事
- 一 博奕ノ事
- 一 於職業先酒食相用事
- 一 於職業先他へ立寄候事
- 一 喧嘩口論ノ事
- 一 苦業不出精ノ事
- 一 虛病ヲ構ル事
- 一 断リナク出入ノ事
- 一 火ノ元不用心ノ事
- 一 何事ニヨラス惡事有之趣訴出候者ハ縱令同類タリト雖モ其科ヲ免シ時宜ニ依リ褒美可被下事

右ノ件々堅不相成若於相背ハ敵科ニ可処モノ也

第十一條

一流徒人病氣ノ節ハ速ニ病院ヘ報知篤ト診察ヲ受藥用為致重症ニ至リ候ヘハ養生所ヘ差入尚手厚療養取計候事

第十二條

一流徒人病死人有之節ハ検査ノ上容跡書相副掛リ風生ニ届出夫ヨリ參事ニ相届検印済ノ上仮埋為致裁判所ヘ相届ケ親族ノ者

ヘ預リ錢所持品共引渡候事

但死屍親族請フ者アレハ聴ス

第十三條

一天長節御祭日三月十一日 九月十七日 十二月廿五日歳旦正月十六日盆七月十五日等ハ流徒人職業為相休候事

第十四條

一 徒場中へ諸商人出入一切禁止之若シ職業筋ニヨリ不得止事情有之節ハ第八條面会ノ例ニ照シ取計候事

第十五條

一 職業稼賃刑人直チニ請取中間敷雇主ヨリ掛リ等外吏ヘ差出可申事

第十六條

一 朝夕徒場中人足改之上錠開閉取斗候事

第十七條

一 非常近火ノ節流徒刑人病者又ハ行步難叶者模様ニヨリ徒場構内ヘ差出置弥危キ場合ニ至リ候ハ、最寄ヲ見計置為立退壯健ノ者ハ夫々消防ノ補助可為致事

懲役人規則

第一条—第三条 徒場例ニ寄ル

第四条

一 懲役人都市働キ賃銭表ノ如ク収官シ余ハ預置赦免ノ節相渡候事

第五条 徒場例ニヨル

第六条

一 拘役中ハ都テ白地ヘ懲ノ文字ヲ表シタル羽織ヲ着用セシムル事

但衣類ハ私費ノ事

第七条 徒場例ニヨル

但私費ノ事

第八条—第十条 徒場例ニヨル

第十一条 同

但重症ニ相成候ハ、歎願之上村下ケ療養ヲ聴シ追テ全快ノ上日数償勤セシムベシ

第十二条—第十七条 徒場例ニヨル

以上

(「栃木縣史附録字部  
宮殿材料三」による)

壬申九月

明治五年四月の懲役法、六年の改定律例を間にはさんで徒役囚、懲役人を使って荒地の開墾、道路開設等の仕事が行われた。<sup>6)</sup>「栃木県史料、四」から関係資料を示す。

徒人開墾地之儀ニ付御届申上候書付

旧日光県ニ於テ兼テ窺濟ヲ以施行致シ候野州河内郡塩野室村徒役開墾場之儀追々成功之処右地所今般字都宮県管轄相成候ニ付徒人並右仕法向当県江引渡有之其他旧県ヨリモ徒人引送相成候処空敷座食為致置候テハ難相成依テハ右開墾仕法之儀至極良法ニ御座候間猶当県ニ於テモ引續施行仕度付而ハ都賀郡大町新田在字上野原ト唱候芝地之儀ハ地元拾五ヶ村外三拾四ヶ村惣計四拾九ヶ村入会之秣場ニ而右塩野室村成功之上ハ則上野原江相移之候積是亦旧日光県ニテ伺濟居リ候処幸ヒ当県管轄相成殊ニ當時全ク無永之荒野ニ御座候間今般更ニ当県徒人開墾地ニ仕右旧県伺濟之方法ニ基キ速ニ施行之上兼テ御下知之通開墾相成候反別之儀者毎冬十二月限申上候様可仕依之此段御届申上置候以上

壬申二月

栃木 県

大藏省御中

懲役人開墾之儀ニ付伺

此程懲役法被仰出候ニ付右入費之儀相伺候処追テ其方法巨細之儀被仰出候迄ハ伺之通可心得旨御下知相成候ニ付テハ可成丈官費不相成様猶熟議勸弁仕候処当管下之儀ハ野上兩國ニ相誇リ元來博徒無頼之族多ク随テ懲役人モ續々相増何分狡黠之徒銘々所得之業トテモ少ク一巳之入費甚無覺束依テハ上州邑栗郡宇大谷原ト唱候官林之儀ハ元館林藩所轄野州ニ相接シ甚タ瘠地ニテ荒蕪之場所多ク候得共往々丹精致シ候ハ必開墾可相成見込ニ御座候間今般懲役場相設漸ヲ以其強弱ニ寄リ駆役力作為致追々荒蕪之後ハ兼テ伺濟ヲ以當時施行致シ居候徒人開墾法ニ基キ其開拓之地者貫屬其他有志之者ハ拂下懲役諸入費並掛リ官員等之不足ヲ補申度尤是迄四百七拾町之場所ニテ野永尅ケ年永貳拾五貫五百文余相納リ来リ候間以來連年開墾相成候分引去殘地之分野永為相納候様可仕差向懲役場建家其余開墾諸器械買入方之儀幸ヒ右場所中松木並雜木等有之候間其内用立候分建家ニ相用殘木之分入札拂ニ致シ其費用ニ充候ハ、別段官費ヲ不仰シテ從來之瘠地モ開墾相成且他日貫屬婦農之一端トモ可相成奉存候間右御

許可有之度尤基立入費委細者現場出来次第速ニ可申上其開墾相成候反別之儀ハ每冬十二月限申上候様可仕依之此段相伺申候以上

壬申六月

栃木県

大蔵省御中

書面伺之通相心得開墾諸入費並右費用ニ可差向林木御拂代共取調前以可伺出事

但開墾場野永之儀ハ開墾成就之上有志之者江御拂下相成候迄ハ開墾場ヨリ従前之通可差出事

壬申七月四日

大蔵大輔 井上 馨 印

懲役方法開墾成功御届

昨明治六年五月中旧宇都宮県ニ於テ相伺同年六月第三千三百六十四号ヲ以テ御許可相成当県ヘ引繼而来引續致施行候鬼怒川兩縁荒蕪地懲役方法開墾地之儀最前申上之通五十人之見込ヲ以着手相成候処而後懲役續々相増一時五百有余人ニ及ヒ意外ニ速成河内郡柳原新田外十二ヶ村ニテ惣反別凡百五十町步本年第二月五日迄開墾全ク成功右ニテ両縁中桑畑可相成荒蕪地無之尤開墾地之儀夫々願人ヘ拂下代金内納相成候間御指令之通反別地価並利子間金共不日詳細取調可申上就而ハ当時懲役輕罪之分凡二百七十人余有之候間而後可成官費ヲ不似様種々熟慮仕居候得共差向他ニ良策モ無之折柄管下村々之内数村申合農日雇之儀願出候間一群毎ニ等外吏相附シ不取締無之様厚注意イタシ下方冀望ニ任セ輕罪懲役之分二十名或ハ三十名ツ、各所ヘ分部貸渡其賃金ヲ以テ精々官費ヲ相補候積依之石成功之段不取敢御届申上候以上

明治七年二月十日

栃木県令 鍋島 幹 印

内務卿 大久保利通殿

書面申出之趣聞置候事

明治七年三月五日

内務卿 木戸孝允 叩

外役にも出ている。外役の内容は各地方により異なるが道路開拓、鉾山労働等が一般である。<sup>(7)</sup>

記

取立高

一金三千六百九拾九円七拾五錢

但高百石ニ付金七拾錢之割

内

拂 金七百三拾三円零錢

但陸羽道中下総国境ヨリ下野国河内郡境迄長延九千三百四間五尺此人足貳千百九十七人日光西街道喜沢村ヨリ今市宿迄長延九千四百五拾九間此人足千八百八拾壹人元例幣使道楡木宿ヨリ境村迄長延六千九百六拾三間此人足千貳百九十壹人鹿沼宿ヨリ宇都宮道長延七百九十間此人足百四十八人栃木町ヨリ宇都宮道長延貳千七百七十壹間此人足三百五拾貳人境町ヨリ館林道長延三千四百九間此人足五百七十壹人寺岡村ヨリ足利道長延三百八十間此人足六十八人壬生町ヨリ石橋道長延千五百五十九間此人足三百三人栃木町ヨリ古河道長延四百九十四間此人足七十三人栃木町ヨリ小山道長延千三百五間此人足千四百四十六人壹分合長三万五千七百三十四間五尺人足七千三百三十人壹分賃金壹人ニ付金十錢ツツ

金貳拾円六拾五錢八厘六毛

但懲役人足并守衛之者野木宿外十七ヶ所滞在借家賃金

金四拾五円八十五錢六厘六毛

但諸道具買上并修復代金

金拾四円九十四錢

但都賀郡南北小倉村外九ヶ村地内敷砂利九百拾七駄賃金

金七拾四錢九厘八毛

但懲役人小山宿外三ヶ所渡船賃金

金壹円五拾五錢五厘

但右同断野木宿外三ヶ所滞在所引移之節諸道具運送駄賃并急用飛脚賃金

金壹円貳拾六錢七厘

但筆紙墨買上代金

金貳百貳拾三円七十錢

但懲役守衛之者四名出張日數合五百九十日内滯留四百四十四名一日金三拾錢巡廻百四十六日一日金六十錢宛旅費

金五拾錢八厘貳毛

但觸達書七十七冊活字料

コイ

金千四拾貳円貳拾六錢五厘二毛

殘金

貳千六百五十七円四十八錢四厘八毛

右者昨壬申十一月中上納申付候道路修繕金之内当月迄書面之通遣拂ニ相成且殘金今後尚修繕之上清算済可申達候條為心得此段申達候事

明治六年十月

栃木県令 鍋島 幹

答刑・杖刑執行後事後的に徒場に收容する事も行われている。「栃木県史附録(日光)材料、二」所収の次の資料参照。

野非人所置伺書

穢多非人犯罪処刑之儀ニ付甲府県ヨリ刑部省へ相尋候処流罪以下是迄之通刑名申渡其頭引渡候様附紙有之候間右様処置罷在候得共非人中ニモ野非人ト申元来無宿無頼之者ハ杖答ニ該リ御仕置相済候後差当リ生産取續方手段モ無之猶又無宿無頼ニテ漂流窮迫罷在候テハ自然惡事致シ候様相成ニハ必定之義ニ有之候間向後野非人犯罪杖答ニ当リ候者処刑之上数年之無宿無頼候テ出所モ不存親族モ無之者ハ徒場ニ入置相当之役使イタシ追々取續之目当モ相立候得ハ各生産之道ヲ授ケ徒場ヲ出シ其餘出所モ相分リ親族モ有之分ハ管内ハ出所之村并親族之者へ引渡シ管外ハ送状ヲ以テ其管スル府藩県へ差送候積致シ度此段奉伺候至急御差図有之度候以上

辛未五月二日

日光 県

弁官御中

御附紙

伺之通

明治一〇年頃迄の制度の変化は目まぐるしい(二の註)。(2)参照。監獄管轄についても全く同様であって、その為にかなりの混乱が生じている。(8)

明治五年一二月の監獄則は六年四月の太政官達一二九号により破産したが、この間の「禁囚所遇方監獄ニ依リ取計ヒタル費用ハ総テ官費ヲ以テ支払ハシム」事になり、しかも六年四月の大木司法卿の「禁獄処遇及懲役法ノミ施行便利ノ地ニ於テハ監獄則ニ依リ施行可然事」という通達もあつて、かなり監獄則に従つた又は監獄則にそつた取扱いが行われた様である。<sup>(9)</sup>

監獄則御頒布ニ付施行方之儀申上

今般監獄則御頒布相成各地方ニ於テ先以禁囚所遇及懲役方ノミ施行可致御達ニ付即日ヨリ施行可仕者勿論ニ候得共御規則中猶裁判所協議之上施行仕度儀モ有之候間暫時御猶予御座有度此段申上候也

明治六年一月廿二日

宇都宮県七等出仕 小野 修一郎 印  
宇都宮県参事 小幡 高 政 印

司法卿、江藤 新平 殿

御附紙

裁判官ト迅速合議ノ上輕重ノ囚犯口供ヲ成シ決放ス可キ者ヲ稽留スルコトナキヲ要ス

監獄則御頒布ニ付伺

今般監獄則御頒布相成右條例之内左之件々奉伺候

一 獄舎之儀狹隘差支候ニ付過日大蔵省伺濟既ニ新築取掛居候処今般監獄則御頒布行相成候ニ付テハ見合置可申候得共一時御改造難相成御達之上者右伺濟之通造築可仕哉

一 官署之儀者追テ御沙汰之上図式ノ如ク新宮相成候儀者勿論ニ御座候得共今獄舎之儀者至テ狭少之儀ニテ自後官員相詰候場

所差支候間当分官署而已仮當仕置可然哉

- 一 罪囚戒具并棒鎖鉄丸擔重懲鞭等新造并修復等ノ費ハ一切官費ニ相立可然哉
- 一 衣衾藥種食料一切官費追テ工錢ヲ以テ可償却管ニ候得共一ヶ年分總計出入突合若不足之分ハ全ク官費相立可申哉
- 一 官員之儀獄司以下是迄相備置候者ハ一旦廃止更ニ御達之人員相備候テ可然哉
- 一 獄司以下教師迄之判任者何々之等ニ充テ可然哉
- 一 丁長以下守卒者従来ノ等外ニ的當シ且等級ハ如何相心得可申哉
- 右二ヶ条月給ハ別途ニ御渡御座候哉
- 一 官署ノ用度者総テ第二常備金ヨリ仕拂置一ヶ年分總計別途御渡可有之哉
- 右之件々至急御下知被成下候様奉候也

明治六年一月三十一日

宇都宮県七等出仕 小野 修一郎  
宇都宮県参事 小幡 高政

司法卿 江藤 新平殿

御附紙

- 一 第一条ヨリ二条ニ至ル伺之通  
但從來監獄改造ノ時其一部ノ用ニ供スルヲ要ス可シ
- 一 第三条ハ第四条之通
- 一 第四条伺之通
- 一 第五條六條七條官員廢置及ビ等級ノ如キハ大藏省ヘ申問ス可シ其經費取計ヒニ於テハ<sup>(10)</sup>第四条之通
- 一 第八條入賞金ハ第四条伺之通

右各件費用ハ壬申五月更ニ常備金支消規則御領降是迄地方ニ於テ取扱候例ニ依リ月々立替置キ監獄則図式中第十六号ノ四表ニ從ヒ金ノ出入ヲ比較シ全ク不足ノ分ハ官費トス故ニ懲役者ノ工芸ヲ勸督ス可シ〔栃木縣史附録、宇都宮縣材料、六〕所収

次の資料は六年四月以後のもの。

監獄則器械買入代金御下ケ渡申上

一金千八百四円三拾三錢貳厘

右者監獄則御布達相成候ニ付宇都宮県ニ於テ夫々手配致シ候処其後從來之通差置候様御達ニ付職方江右之段申聞候得共最早出来相成尚買入置候品等モ有之戻シ方差支候間無撥買揚置則当県江引渡相成候ニ付前書之金員御下ケ渡被下候様仕度別紙証書一冊相添此段申上候也

明治七年二月九日

栃木県令 鍋島 幹印

大藏卿 大隈 重信殿

上申之趣監獄則器械買入代金千八百四円三拾三錢二厘別途ニ可相渡候條請取方可申立尤渡日限之儀ハ出納寮ヨリ可相達候也

明治七年六月廿五日

大藏卿 大隈 重信印〔栃木縣史料〕科廿六所収

処遇に關しては資料が極めて乏しいのが現状であるが、以下、直接間接処遇に關する資料を示そう。

繫獄之婦人乳兒ヲ持スル者之儀ニ付キ相伺候書付

繫獄之婦人乳兒ヲ持スル者之儀ニ付栃木裁判所江問合候処資産モ無之亦ハ親族ニ可託モ無之慈養ニ差支戸長親戚等ヨリ其母に託シ慈養為致度旨願出候節審問之上情実不得止時ハ聞届可致旨申越候就テハ是迄成規之通婦人餘米之儀ハ一日玄米三合五勺給

与致米候條右乳兒養育之婦人ハ一日玄米五合ツ、給与致シ度且婦人病氣等ニテ乳育不相叶時ハ他人江托シ相当之手当差遣候様致度右ハ目下差掛リ候儀ニ付事情御洞察之上前件至急何分之御指揮相成候様仕度此段相伺申候以上

明治七年五月八日

栃木県令鍋島幹代理

栃木県參事 藤川為親印

内務卿大久保利通代理

内務大丞 林友幸殿

書面伺之趣聞届候尤兒母病氣等之節ハ他人江乳育手当之儀ハ尚取調可伺出候事

明治七年五月二十二日

内務卿 大久保利通印

病囚看護人并手当金之儀伺

繫獄囚徒内重病亦ハ伝染病等相患候節ハ醫師之容体書ニ依リ獄舎病室ニ入置治療中看護人之儀是迄監獄則ニ照シ相当之雇賃ヲ以輕懲役人ヲ使用仕来居リ候処輒近着手可致荒蕪不毛之開墾地モ多分無之辺ヨリ当地裁判所エ杖罪以下実決行刑之儀此程掛合相濟候ニ付凡一日考人ニ付金五錢充之雇錢ニテ相当之人物四五名豫メ取極置病囚之多寡ニ應シ前書雇錢ヲ以其時々差支無之様雇人致度四方及搜索候得共如何ニモ場所柄殊ニ少分之雇錢ニ付所詮雇人無之折節雇人有之候ニモ密与金及内外通信等其他種々之懸念モ有之尋常容易ニ相雇兼旁以甚当惑罷在候就テハ以後獄囚定番之者エ別紙之通手当金ヲ差遣シ夫々看護為致充分世話行届候様致度尤病氣輕症ニテ獄舎病疾ニ不差入分ハ同囚ニ看護為致候儀ニ有之候間前件至急何分之御下知相成候様仕度此段相伺候以上

明治七年十二月十二日

栃木県令 鍋島幹印

内務卿 大久保利通殿

書面定番之者ヲ以看護人ニ兼用候儀ハ難聞届候條監獄則一等役ニ該ル者ニテ謹敷之者ヲ看病人ニ擢用シ定番ノ者ヲシテ尚一層  
厳密ニ看守為致候様可取計事

明治七年十二月廿八日

内務卿大久保利通代理

内務大臣 林

友

幸印(斯本集史料  
料三一所取)

〔平監獄署伺〕(明治九年十一月廿日)

懲役人炊夫ノ儀旧磐前県ニ於テ明治八年十二月以前ハ併役工錢一人金九錢ニテ二名宛申付明治九年一月ヨリ併役無工錢ニテ申  
付来候処日曜日ト雖モ炊夫ノ者休暇仕難ク彼是苦情等申出尚獄則第十二条中工芸云々炊夫焚夫小使等ニ役使シ毎日ノ傭錢ヲ通  
算ノ上放免ノ日其日給ト食費ヲ減シ其殘金ヲ与フルコト前法ノ如シ云々ト有之依テ従前之通一日金九錢ヲ下渡シ炊夫申付候様  
致度此段相伺候也

指令(廿七年十一月廿七日)

伺之通

但監獄則第十二条ニ悉ク則リ候儀ニハ無之当県仕来ニ依リ一日金九錢ヲ下付シ其内十分一ヲ引去リ残リヲ官ニ納メ又十分一ヲ  
折半シテ半ハ本人ニ給シ半ハ官ニ預リ置追テ放免ノ日下付候儀ト可相心得候事

〔平警察署伺〕(明治十年五月二日)

本監懲役人共種々苦情ヲ唱ヒ右取扱方不都合ノ儀一昨年来追々上申仕置候次第ニ有之候処全体苦情ノ原因タルヤ福島本署ノ取  
扱方總テ規則ノ緩ナルヲ得聞シ一県中所遇上本支ノ差別無之筈ヲ主張致シ因テ福島本監へ被移度段頻ニ申立ルト雖モ役囚ノ情

願固ヨリ可取ニ無之候へハ夫々説諭ヲ加ヘ置候へ共近頃ニ至リ益増張シ自然為夫苦情百事ニ破及既ニ先般來脱監等ヲ企ツルモ屢々ニシテ即今ノ勢些少ノ守卒獄丁等ヲ以テ取締ノ行届サルノミナラス却テ役囚ヨリ悔慢セラル、ノ情況ニ立至リ到底今後從前ノ取扱振ニテハ苦役方モ可被行見込無之去リ迎福島本署ノ取扱上諸事緩ナルモ當時追々改正ニ着手ノ際ニ當リ暫クモ支署ノ規則ヲ破リ本署ニ模倣スルノ条理ハ無之候へハ昨九年十一月中宮本七等警部ヨリ本監改正ノ意見具申仕候右條件第一号見込ノ振合ヲ以テ重罪ノ囚ハ悉ク本署へ御引纏メニ相成敷是迄ノ通御据置ノ外無之候ハ、前条ノ通些少ノ守卒獄丁等ヲ以テ必至取締ノ可行届見込無之ニ付当分ノ内巡查五六名モ平警察署へ増員相成暫時庄抑ヲ以テ從來ノ弊凡ヲ矯正致候外有之間敷ト存候條御指揮有之度伺候也

指令(明治十年五月七日)

書面之趣無々議ニ付当分ノ内巡查五名其警察署へ在勤申付候條敷重取締可致候事

〔福島警察署伺〕(明治十一年十月八日)

第一条 懲役囚外役ノ節違註罪ヲ犯スアラハ拘引処分方ハ素ヨリ喋々ヲ不俟ト雖モ其囚當時金錢ノ貯ヒナシ然ルニ違註犯処分手統第十二条ニ抛レハ犯者ハ当署ニ留置キ本犯ノ求メニ他人ヲ雇ハセ取寄セシムヘシト有之就テハ同囚曾テ所持金ヲ監獄署ニ預ケ置哉否ヲ問ヒ該犯ノ頼ニ任セ所持金ヲ取寄セ上納為致サルヲ得サルカ如シ然レトモ其資力無之ニ至テハ懲役限内ナルモ特別ニ拘留又ハ懲役ニ処分シ可然哉

第二条 前条ノ如キニ於テ懲役終身ノ囚該罪ヲ犯シ資力無之者ハ如何処分可然哉  
右兩条共当地ノ如キ外役有之地方ニ於テハ兼テ心得置度候條御指令ヲ仰候也

指令(十一年十月十日)

書面之趣獄則ニ依リ処分スル者ニ付犯者アラハ其犯狀監獄署へ通知スル儀ト心得ヘシ(以上、「福島警察署」一編一所収)

最後に明治一〇年に懲治檻制度が栃木県等において施行されている。

栃木県乙号布達六三号

各区

不良子弟ノ懲治檻入願出ルモノハ以来左ノ手續ヲ以各部警察署ヘ可願出此旨相達候事

明治十年二月廿一日

栃木県令 鍋島 幹

懲治檻入並出檻手續

第一条 不良ノ子弟ヲ懲治檻ニ入シテ願出ツキハ其事由ヲ詳記シ父ハ最近ノ親戚一名母ハ其子ノ父ノ最近ノ親戚二名兄ハ最近ノ親戚二名ノ連印ヲ以テ願出ツヘシ

第二条 出檻ヲ願フトキハ其入檻ヲ願ヒシ父母若クハ兄ト連印セシ親戚ヨリ申出ツヘシ其願主若クハ連印セシ者死去スルカ又ハ故障アルトキハ其子弟ノ最近ノ親戚二名以上ノ連印ヲ以テ申出ツヘシ

第三条 入檻出檻ノ願ハ該区戸長ノ奥印ヲ受クヘシ

第四条 入檻中ノ費用ハ其父兄ヨリ上納スヘシ若シ貧窮ニシテ費用上納シ難キモノハ其事由ヲ詳記シ戸長ノ添書ヲ以テ申出ツヘシ

但シ費用ハ毎月末本庁第四課ニ相納ムヘシ

註(1) 明治五年監獄則是英領香港、新嘉<sup>シカポ</sup>舖<sup>ポ</sup>の監獄を調査してなされたが、これはこれらの「地方ニ在ル人種ハ、我国人ト均シク

米食スル者多ク——其拘禁法ニ基ツカバ、必ズ其ノ宜シキニ適スベシ」とした為である(前掲平野義太郎・明治。この内容につい

刑法発達史一七五頁)。

は、「日本近世行刑史稿下四一四—四三三頁参照。この監獄則の内容がイギリスの影響の下に出来たものとされうるか、日本固有の考えによるかについては争いがある。当時の香港・シンガポールの監獄制度の資料及び小原重哉の復命書によって明白になるが、残念ながらこれらの資料が現在迄のところ入手しえない。

(2) 「日本近世行刑史稿下」四二五—四三五頁所収の資料により、大蔵省、司法省のやりとりが明白になる。明治五年監獄則に対する大蔵省の反対は表向きは財政上の理由であるが、小川太郎氏はこの監獄則の内容は「すこぶる進歩的なものであった。しかし、律とフランス刑法との間に刑法典を模索していた当時としては、受け入れられず、半年たらずで施行をやめ、旧慣に復することとなった」とする(『刑事政策論』昭和)。

- 費用の負担に關しても、制度は極めて短期間で変遷を重ねる。明治二年三月(有宿無宿士農工商トモ入年中被服家代等)——同年六月(入年費用ヲ改メ、有宿ノ者入年)——明治三年三月(附藩縣一般ノ規則確定マテ獄囚ノ贖)——同年二月(入年中贖入費官給トスルコトニ改ム)——同年四月(入年六月達ニ基キ取扱フ)——同年一月(徒刑人入費ハ自今贖ノ有無ニ關ラズ官費トス仍テ新律ニ照シテ贖)——明治五年一月(有宿者入年中ノ費用ハ当分實力限り償シム)——若松縣(指令)——同年一月(工力作ヲ以テ入費ヲ補フ株注意スル所アリタリ)——大蔵省達第九〇号)——明治四年一月(費用ヘテ答ノ)——明治六年四月(係ラサル株致スベキヨリ監獄則施行ノ場合ハ別段官費)——同年五月(監獄則頒布シ五年一月ヨリ本年百二十九号布告マテハ)——六年四月(ノ間各五)——同年七月(贖放解ノ者ニ限リ有宿トモ官費トス、一時留置事理明(仕来ノ通トス)司法省達甲第一二四号)——同年一月(監倉囚人贖料ヲ七月太政官達第二九号)——同年一月(囚人病氣之跡藥品ヲ除ク外ハ自費ニ取計ベキモノナルモ病氣ニ依リ医員)——明治七年六月(連式難達犯人拘留中ノ食費ハ官)——醫院ノ見込ヲ以テ給与ムルコトニ改ム)——同年九月(囚人贖料ハ實額ノ有無ヲ論セズ八年一月(禁獄人ノ贖料ハ自費ト)——同年一月(私宅内禁獄人ノ入費ハ從前ノ通り自費トシ又本罪ニテ給センム)——(以下略)

贖罪收贖金取計方之儀ニ付向

犯罪人律令ニ照準シ贖罪併收贖或ハ没入申付候金錢贖物等拂下代金ヲ以徒場并駆役方ニ付授業等ノ器械料一切ノ入費ニ遣拂候テ可然儀ニ御座候哉至急奉仰御指揮候也

壬申二月三日

司法省御中

宇都宮県権参事 岩村 高俊  
宇都宮県参事 小幡 高政

追テ規則相立テ差凶候迄先其県取纏メ置候事〔「栃木県史附録字部」  
宮県材料六〕所収〕

当管下能登国羽咋郡

中沼村農 〇〇〇〇之伴

〇〇〇〇

右之者当三月十七日懲役満限御申渡後御引送可有之処去所々被逐搜索候得共行衛不相知就テハ懲役中等賄料償却可致旨御掛合  
之趣致承知候へ共懲役中賄料者御規則之通官費ニ可相立儀ト存候ニ付入牢中賄料等九錢老厘取立御廻シ申候條御落手有之度且  
又〇〇〇〇罪状口書御廻シ有之度此度及御回答候也

明治六年四月廿二日

石川県参事 桐山 純孝

宇都宮県令 鍋島 幹殿

追テ本文〇〇〇〇懲役中賄費云々御回答有之然ル処右費用之儀監獄則御頒布以前ハ当県便宜ヲ以有籍ハ官費ニ不相立候故先般  
及掛合候也〔「栃木県史附録字部」  
宮県材料二〕所収〕

(3) 「栃木県史附録〔日光〕」材料一「所収の資料。第三拾七区河内郡塩野室村江徒場取設候就而ハ罪人共脱遁之節若シ別紙雛形之  
鬢髪並衣類鏡鑲鎖等所持之者立回候へ、無用捨差押置速ニ可申出事

右之通相達候條宿村小前未々迄無洩可相觸モノ也

辛未九月

日光 県庁

(4) 職制面でも次第に整備されて来る。

日光旧奉行并目代支配地附同心之儀是迄扶持米等相渡置其後下井地下取締等相動罷在候処去秋同所私支配ニ被下仰付候節從來之振合ヲ以銘々相應之御用相動候様被仰付度旨再三願出候得共過御届申上置候通屹度実効不相顯候而者御登用ハ勿論扶持米等不被相渡旨嚴重相達置候末同九月中奥州田島宿之辺事件之節実効相立旨ヲ以歎願出兵仕候其後一同ヨリ朝廷江御奉公仕リ粉骨相動度段々及歎願志之程難黙止相聞候ニ付矢張從來之振合ヲ以当県支配ニ被仰付扶持方之儀者是迄奉行支配者高拾五俵式人扶持外ニ米五俵壹斗九升四合余宛目代支配者配当方拾五石蔵米三人扶持宛渡來候ヲ兩支平均米九石五斗宛并屋敷地等打追被下置候様有御座度於然者同心共一統洪恩ヲ感戴シ憤發精勤地下近傍ハ勿論支配所一円取締向等屹度御用并可仕尤老少精不精等ニ而扶持増減之儀ハ被下置候惣高之内ニ而見込ヲ以取計候様何卒願通被仰付候様別紙人員祿高附相副此段私ヨリ奉願候以上

巳二月

鍋島 道太郎

支配之者祿制之儀ニ付申上候書付

元日光地附同心之儀去巳二月中云々願立候処別紙通御沙汰相成候ニ付奉行支配共打混才能優劣ニ寄等級相分テ一等現米式拾七俵二等同式俵ツム相渡於当県支配罷在候処追々祿制等級御確定之折柄ニ付古ノモノ共確ト当県貫属卒族ニ仰付祿高御印証等相渡候様有御座度此段申上候也

午四月

日光 県

民部省御中

〔「栃木県史附録日  
光縣資料四」所収〕

因獄附醫師給米之儀ニ付奉伺候書付

当県囚獄附医師兩人申付有之候処無給ニテ役使候ハ甚不都合ニ有之候間追テ御一定之給料被仰出候迄老人江三人扶持ツ被下置候様仕度此段奉伺候以上

壬申四月廿二日

栃木 県 團

大蔵省御中

書面伺之趣為周年手当金五円宛可被下候條第二常備之内ヨリ渡方可取計事

壬申五月廿八日

大蔵大輔 井上 馨 印

囚獄下番之内老名下番小頭申付月給金壹円増方取計候儀御届

囚獄下番之儀者罪囚之多寡ニ寄臨時増減致候得共今ハ名煩夫老名ヲ以テ囚人入出及飲食給与ヲ初メ毎月六日浴場之手敷并獄舎中改掃除且毎夜不寝番其他吟味呼出往返護送等為致居候然ル処重立候者無之辺ヨリ何事ニ限ラス相互ニ推委候様之儀モ有之自然不取締勝可相成哉与深痛心仕候ニ付取締向老層行届諸事不都合無之様精々注意為致候タメ右下番之内ヨリ篤実之者老名相撰ミ下番小頭申付月給金壹円増方取計候間前件之情況御汲察之上御聞置相成候様仕度依之此段御届申上候以上

明治七年二月

栃木 県 令 鍋 島 幹

大蔵卿 大隈 重 信 殿

(「栃木県史料廿四、廿六」による)

〔白河在勤警部伺〕(明治九年八月廿七日)

杖一百以下ノ罪囚ハ白河裁判支庁ニ於テ処断相成来候処先般第十警察出張所へ拘留所建築相成候ニ付尋常拘留所ト難見做監獄ト相心得蒲団并蚊張其他諸入費ハ月末取調第六課ヨリ受取リ可然哉

是迄杖刑ノ節一時雇入ヲ以テ取扱来候処笞杖ヲ行フニ雇人ニテハ實際差支候ノミナラス苦情モ有之候條獄守ヲ兼ネ処刑ノ節笞杖ヲ取行フ者監獄附屬一名御差廻シ相成度伺候也

指令(九年八月三十日)

第一条 警察官吏ニ於テ一時拘留ノ者ハ警察費ヲ以テ取賄可申其他ノ罪囚ハ庁下監獄ノ規則ニ照準諸事取計諸雜費受取方ノ儀ハ伺之通

第二条 監獄附屬ノ月給四円支給可致尤附屬ノ名義ヲ付スル上ハ笞杖実決ノ節別段手当ハ無之候條左様可相心得事(明治九年至同十二年福島縣警

察指令録第  
一編ニ所取)

(5) 懲役人入費之儀ニ付伺

今般懲役法被相設候ニ付其入費之儀懲役中ハ勿論期限満ヲ猶徒場ニ差置候内精々使役力作等為致其賃金ヲ以入用仕拂可申候得共其人強弱或ハ疾病等ニ寄事実相当不致候節ハ無論官費ヲ以仕拂候積依之此段奉伺候以上

壬申五月四日

栃木 梶木 梶田

大蔵省御中

書面之趣追テ懲役方法方巨細之儀被仰出候迄ハ伺之通候事

壬申六月十九日

大蔵大輔 井上

鑿印(梶木與  
史料料廿四)

壬申六月二日確定

囚 獄 規 則

一 男囚一人一日ノ飯 下白米五合

但有宿ハ時相場ヲ以私費無宿者置米ヨリ官費之事

菜代一錢

但有宿ハ私費無宿ハ官費ノ事

此 訊

朝飯一賄五厘内一厘者汗ノ実三厘ハ味噌代一厘ハ薪代

夕飯一賄五厘内二厘ハ醬油代二厘ハ野菜魚類代一厘ハ薪代

一 女囚一人一日ノ飯 下白米四合

右同断

男女囚人二人ノ雜用一日分八厘

此 訊

一 塵紙二枚 代八毛

是ハ入牢スレハ直ニ与フル品故仮令半日ノ入牢ト雖モ一日分費用ノ部ニ入ル

一 藥草履足 代五厘

是ハ右同断入牢スレハ直ニ与フル品故仮令半日ノ入牢ト雖モ費用ノ部ニ入ル最是ハ入牢初日ノ費用ニ付其余ハ三十日毎ニ一足ヲ新調シ出牢ノ時ハ同様一足ヲ新調ス

一 竹笠一蓋 代二厘二毛

是ハ牢舎ニテ出入ノ節晴雨ニ不拘用ユルモノニ付仮令半日ノ入牢ト雖モ費用ノ部ニ入ル

以上無宿ハ官費有宿ハ私費ノ事

一 朝食 飯味噌汁

朝九字ニ与フ

一 暮食 飯醬油羹

夕第五字ニ与フ

一 洒掃

毎月冬時ハ六度夏時ハ十二度罪囚ヲシテ獄中ヲ洒掃セシム糞溺之去処毎朝洗淨セシム

一 湯浴

度数右ニ同ク入湯セシム炭価ハ其度々是ヲ計算シ入湯スル有無宿罪囚ノ人数ヘ分課シ無宿ハ官費有宿ハ私費ノ事

一 節衣

四月単衣ヲ与ヘ十月綿入衣ヲ与フ

但無宿ハ官費有宿ハ私費ノ事

一 寒防紙

冬時ハ獄翰ヘ紙ヲ張り寒風ヲ防夏時ハ除去ス

但書前同断

(「栃木県史附録」  
「富県材料」三所収)

(6) しかし、開墾に懲役人を使う事は——政府の方針であつたと思われる——常に歓迎されたわけではない。福島県参事 山吉盛典、同県令安場保和は、明治五年一〇月一〇日開拓費下渡を上申したが、これに対して政府は五年一〇月廿日租税頭 陸奥宗光の名で「書面之趣ハ開拓方法取調猶可申立事」と指令した。数次のやりとりの後、次の書付が出された。

曠野開拓方法第三方御指令ニ自費開墾手当開墾願出候者等へ懲役人ヲ雇役為致費用消償之目途取調可申出云々御指令ニ付実地 篤ト取調候処自墾之者共ニ於テハ其地兼テ墾業功者之者ヲ相雇候者却而不馴之懲役人ヲ使役候ヨリ遙ニ便利之情実申立ニ候尤モ懲役人モ就業日数ヲ経候ハム自然功者ニ相成漸次相雇候モノモ可有之候得共当今之処ニテハ未タ其実業ノ不試為ニ人民渴望不致依テ懲役人ハ官ニ於テ十分使役イタシ巧拙ニ依而追々人民ヘ勧誘致候投策ニテ前御指令ニ反对之筋ニ候得共当今之形勢実地ニ就テ行ハレ兼候ニ付懲役舎建築修繕等之費用等迄モ更ニ年賦消却ノ目途相設ケ別冊取調進呈仕候間御許可有之度候以上

明治七年二月廿五日

福島県令 安場保和

内務卿

木戸孝允殿

〔東遊奏聞録十、桑野村開拓事業誌(一)所収〕

この様な態度は開拓事業に対する考え方と土族授産の必要にも影響されていよう。

殖民部

一 夫食アリテ窮民集リ夫食止シテ窮民散ス世間開拓之破ルゝ多クハ基乎斯ム矢殖民之要窮民ヲ招来センヨリ寧ロ力アル者ヲ招シコトヲ期スルト雖土族ハ朝廷之憂玉ヲ所ナレハ殊ニ厚ク之ヲ保眷シ勉メテ地ニ就カシメ産ヲ授ケザルヲ得ス為ニ安積開拓ノ事起ルヤ先ツ二本松住居之土族ヲ誘スルニ應スルモノ二十四名アリ此徒ヲ貸家ヲ移住セシメ資金ヲ貸賑シテ桑田ヲ墾セシム爾来往々四方ヨリ雲集シ独立産ヲ殖スル者四十余戸ニ至ル開成社殖民ノ如キニ至テハ一定之社則アリテ皆小作人ヲ棲マ

シム(前掲)

(7) 私人雇も行われていた様である。

〔平警察出張所伺〕(明治十年二月二日)

第廿区警前郡北目村之内久保町永山甚三郎方借家紺屋職杉本保左衛門ナル者職業上受寄之染込物ヲ悉ク典賣ノ上拳家逃亡致候ニ付即今採偵中ニ有之候処本人儀昨明治九年十一月中懲役人ヲ雇別紙之通<sup>書</sup>之備金不納有之趣監獄係守務滝川外二等出仕ヨリ申出候ニ付右納メサル金計算方支序第六課へ通議及候得共一應伺之上処分致度趣ニ有之候処初メ備役ヲ賦配スルヤ固リ傭工錢ニ関シ保証人等ノアルニモアラサレハ無論官ノ損失ト相成ヨリ外有之間敷ト被存然ルニ本人逃走ノ際若干之家財ヲ遺シ置クアル右ハ裁判官ニ交付前件典舖等へ賠償処分ヲ求ムヘキモノニ有之候処本件不納金ノ如キモ則チ遺留財産配賦ノ訴ヲナスヘキモノニ有之哉果メ然ルトキハ監獄守務ノ名面ヲ以訴ヲ為シ可然哉此段相伺候也

指令(十年二月七日)

伺面ノ如キハ民法裁判ニ付スヘキモノニテ今保左衛門拳家逃亡シテ其踪跡ヲ得ス且無証ニ属セハ仮令三十六ヶ月ヲ過ルモ訴訟

ヲ為スヘキ權利ハ無之ニ付官ノ損失タル儀ト心得ヘシ(前掲福島縣警察指  
令録第一編所収)

(8) 「監獄所屬の変遷」「監獄監督官庁の官制沿革概要」(いづれも編  
正圖書館蔵) というパンフレットがある程である。なお、次の資料  
参照。

〔若松警察出張所伺〕(明治十年  
一月廿六日)

若松支庁第四課事務警察出張所ニ於テ取扱候様御達ニ付テハ若松監獄ノ儀モ警察出張所ニ於テ取扱候様御達ニ付テハ若松監獄ノ儀モ警察出張所ニ於テ管理致候様トハ存候得共為念此段相伺候也

指令(十年一月  
廿九日)

伺之通

〔若松支庁伺〕(明治十年  
十二月十三日)

本年一月第八号ヲ以テ当庁第四課ノ事務警察出張所ニテ取扱候云々御達相成候ニ付テハ第四課ノ事務ト思像スルモノハ第四課ヲ以テ遇シ各課各掛同様公文等配賦致シ至当ノ儀ニ可有之然ルニ若松警察署ニ於テハ右事務一切關係不致旨申出モ有之旁事務上差支不勘ニ付前条第八号御達ノ趣ヲ以及照会候処別紙署之同署伺御指令写ヲ以回答有之ニ付テハ本年一月第八号御達ノ儀ハ自然御取消ニモ相成候儀ニ可有之哉依テハ当庁第四課ノ事務何レニ属シ候哉

指令(十一年一月  
十七日)

書面之趣第四課事務ハ本庁直轄ノ儀ト可相心得事(前掲福島縣警察指  
令録第一編所収)

(9) たとえば、懲役人炊夫についての平監獄署の明治九年十一月の伺に対する指令では「監獄則第十二条ニ悉ク則り候儀ニハ無之当県仕来ニ依リ」とあるが、これは一応監獄則に則っている事を示す。又明治十一年一〇月の福島警察署ノ違註罪

に該る反則についての伺に対する指令で「獄則ニ依リ処分スル者ニ付」とする。しかし明治一〇年の平警察署の伺に見る様に福島県内の各監獄に「所遇上……ノ差別」があった様である。

(10) 直ちに大蔵省に伺った処(明治六年二月廿四日)、解答は第一二九号達の後であり、「書面之趣者本年第二百二十九号公布之通当分総テ従前之通可取計事」とされた。

(11) 現在の制度において、裁判所の定めた刑期は行政庁の裁量による仮釈放により不定期化する。しかし、この場合でも司法(刑權・裁判の執行)の区別は明確に意識されている。ところが明治一三年布告旧刑法施行前に置いてはこの区別は極めてばくせんとしている。刑期を延長する場合、反対に短縮、場合によっては放免する(ノ)場合の両場合について若干の例を挙げよう。宮城刑務所蔵の「囚籍」によると明治七年「逃走首報ニヨリ数度減セラレ遂ニ一旦放免ニナリシモノナリ」、明治五年「逃走囚捕獲三度ニヨリ放免(三等減)」、同囚ヲ傷ケ癡疾ニス——加役一年半」、明治八年の「既決囚名簿」に「闖毆律ニ依リ……棒鎖二日從新拘役十年ノ上加役一年半」とある。「山形刑務所沿革史」所収資料によれば、「消火力減刑」として山形県の明治十二年七月八日、同十一月十九日の申達があり、「特典ヲ以テ本罪ニ一等ヲ減ラレ候」として、「直ニ放免」の者も多い(同書四一—二五頁。なお四八—九頁参照)。この考え方は、刑期終了後に別の処分を言渡す場合にも現われる。たとえば「出牢授産」「出牢者五十」「棒鎖二日夕出懲役場入」。懲罰では、棒鎖、闖室、減食、責入、収贖、賞では、減等、加給がしばしば見られる。

※附記 本史料は日本刑事政策研究会への昭和四三年度報告書をもとにしたものである。